

公 表

令和元年度定期監査

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により行った、令和元年度に係る監査の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 2 年 6 月 2 6 日

積丹町監査委員 山 田 文 雄
積丹町監査委員 葛 西 敏 夫

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査

2 監査対象課等及び監査実施期間と試査の範囲

(1) 監査実施期間

監査は令和 2 年 6 月 8 日から 6 月 17 日までの間で実施した。

(2) 試査の範囲

令和元年度事業（繰越明許費を含む）に係る委託料のうち 1 件 10 万円以上のもの、工事請負費のうち 1 件 100 万円以上のもの、全ての補助金・交付金とした。ただし、委託料及び工事請負費は、令和 2 年 2 月 25 日から 2 月 27 日に実施した定期監査の対象になったものは除いた。

(3) 監査実施課・実施件数及び金額

対象科目 対象課等	委託料		工事請負費		補助金・交付金	
	監査実施 件数 (件)	金額 (円)	監査実施 件数 (件)	金額 (円)	監査実施 件数 (件)	金額 (円)
総務課	2	1,303,560	—	—	—	—
企画課	—	—	—	—	2	19,203,000
住民福祉課	1	2,118,960	—	—	3	7,354,000
びくに保育所	1	4,840,000	—	—	—	—
農林水産課	1	2,396,683	—	—	2	6,520,000
商工観光課	—	—	—	—	2	10,440,000
建設課	1	3,850,000	7	261,558,000	—	—
教育委員会	—	—	—	—	1	484,026
合 計	6	14,509,203	7	261,558,000	10	44,001,026

3 監査の主眼

監査は、令和元年度の委託料及び工事請負費並びに補助金・負担金に係る財務に関する事務の執行について、正確性、合規性及び効率性の視点から適正かつ効率的に行われているかに重点を置いて実施した。(繰越明許費を含む。)

4 監査の実施方法

この監査の実施に当たっては、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、関係法令に基づき適正かつ効率的に予算の執行がなされているかどうかの主眼を置き、あらかじめ対象となる課から予算執行状況や契約実績等に係る資料の提出を求めるとともに、諸帳票類その他の財務関係書類について抽出により審査を行い、あわせて関係職員から説明を受け、その内容を確認する方法により実施した。

第2 監査の結果

1 個別意見の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

(1) 指摘事項

- ア 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- イ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ウ 予算を目的外に支出しているもの
- エ 予定価格の積算に誤りがあり、契約金額が正当な積算金額を上回っているもの
- オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- キ 火災事故等が発生しているもの

(2) 指導事項

上記のうち軽易と認められるもの

(3) 検討事項

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討させるもの

2 監査結果の概要

今回監査を実施した事務事業については、適正に執行されているものと認められた。

積丹町長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告

令和2年6月7日執行の積丹町長選挙における候補者の出納責任者から提出のあった、選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりです。

積丹町選挙管理委員会委員長 吉田 眞 治

積丹町長選挙

届出 番号	候補者氏名	収入の部 (円)			支出の部 (円)											選挙運動費用支出制限額 (円)
		寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食料費	宿泊費	雑費	計	
1	松井 秀紀	190,000	539,056	729,056	190,000	231,117	4,988		74,250	163,306	7,075	27,566		30,754	729,056	1,495,600

町の課題を知り、みんなで解決策を考えよう

大事な財産を
孫子の代まで！

【地籍調査事業の大切さ】

今月号は、昭和31年積丹町誕生当時の重要な町の懸案課題として、ようやく平成17年度から始まった「地籍調査事業」について紹介します。

この事業の成果は、土地の所在、地番、地目、地籍、所有者及び境界を国土調査法により、法務局の登記簿の基になります。また、この事業は市町村の仕事とされており、測量費用の住民負担はありません。

半世紀に及ぶ懸案の美国川河川改修事業の着工実現の土台となったのも、約8年間のこの調査事業の成果でした。

これからも各地区で実施されるこの事業の大切さについて、ご理解とご協力をお願いします。

— 自己決定・自己責任 —

地方分権時代の
問われる自治体
“3つの力”

— 「自治力・財政力・行政力」 —

■ 地籍調査の重要性は？

— あなたの財産が、孫子の代まで守られます！ —

土地は、住民が生活や生産活動を行うために、現地と登記所の地図、登記簿等が合致していなければなりません。地籍調査が未実施の地区は、大正10年に北海道によって作られた「土地連絡図」などを基に登記が行われているため、測量技術の精度が高度に発達した今日とは異なり、現地と同図の不一致によって、住民どうしのトラブルに発展することが珍しくありません。先祖から受け継いだ貴重な財産を、正しく安心して親から子へ、子から孫へと引き継いでいくことは今に生きる私たちの大切な責務です。

■ 土地の境界は？

土地の境界は、現在の精度の高い測量成果により、土地所有者同士が現地立会のもとで、両者が納得したうえで、決定されます。

■ 実施効果は？

これまで完了した町内各地区の方々からは、「曖昧だった隣の土地との境界がハッキリして安心した。」「祖父が建てた物置が隣の土地にハミ出していることが判明して、正しい解決ができて良かった。」などの感想が多く聞かれます。



<市町村の期待効果>

- ① 災害復旧の迅速化
- ② 境界紛争の防止
- ③ 公共事業の効率化
- ④ 税の適正化
- ⑤ 安全な土地取引

■ 事業実施地区

(千円)

年度	地区	事業費
H 17～24	美国町の一部*	80,396
H 25～27	幌武意町の一部*	19,274
H 28～R元	入舸町の一部*	38,830
R元～	日司町の一部*	現在実施中

国 50%、北海道 25%、積丹町 25%負担

※町負担25%の8割は特別地方交付税で補填されています。

※今後の予定地区：野塚町、西河町、来岸町、余別町、神岬町

※急がれる「市街地」を中心に実施中。